

国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)では、ネーミングライツ(施設等の名称に、法人名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利)制度を導入しています。ネーミングライツ制度は、ネーミングライツを取得した法人等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)からネーミングライツ料を得て新たな財源を確保し、本学の教育研究環境を向上させることを目的としています。このたび、本学の保有施設のネーミングライツの取得を希望する法人等を、以下のとおり募集します。

1. 対象施設

別紙「2026(令和8)年度 ネーミングライツ対象施設候補地 一覧」のとおり

※別称等のサイン及びインフォメーションボードの掲示可能エリアについては、本学Webサイトに掲載している「2026(令和8)年度 ネーミングライツ対象施設候補地 一覧」の「サイン等の掲示範囲・協定書案」欄からリンク先をご確認ください。

2. 募集の概要について

(1)協定の条件

- ① 協定の期間:2027年1月1日から3年以上5年以内(更新可。協定期間の始期は変更となることがあります。また、施設の改修工事等が生じた際は、期間の短縮・中断・延長等をご相談する場合があります。)
- ② ネーミングライツ料(年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。)

(2)応募資格

本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、ネーミングライツの取得を希望する法人等。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

(3)別称等の付与

- ① 命名する別称等(法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと)は

対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
- ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・人権を侵害するおそれのあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・その他本学が別称等として適当ではないと認めるもの
- ③ 別称等並びに別称等のサイン及びインフォメーションボード等(以下「サイン等」という。)は、本学で審議の上、最終決定しますので、別称等及びサイン等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等の変更はできません。

(4)その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等ではできません。

- ① 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限が生じる場合がありますので、サイン等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学との事前協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、PRすることができます。
- ④ ネーミングライツ・パートナーからの希望がある場合、ネーミングライツ施設開設記念式典を実施することができます。ただし、学長または理事が出席する式典については、一定額以上の協定を締結している場合を原則とします。
- ⑤ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5)別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6)募集期間

2026年8月3日(月)から2026年9月30日(水)

郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は
土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7)現地見学会【事前申込制】

別紙「対象施設一覧」の「現地見学会」の欄に記載の日時・場所において開催します。

現地見学会への参加をご希望される場合は、各開催日の3営業日前※の午後5時までに、
メールにて、件名に「【現地見学会参加希望】国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パート
ナー」、本文に希望する施設の「番号」「部局名」「施設等名称」を明記の上、卒業生・基金課
基金グループあて(kikin@office.kobe-u.ac.jp)にお申し込みください。

なお、期日までに各社からのお申し込みがない場合は、現地見学会は開催しません。

※2026年8月12日～14日の3日間は一斉休業いたします。

(8)応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】
- ② 概要及び直近3年間の決算報告書
(直近3年間の決算報告書の提出ができない場合は、提出可能な期間の決算報告書及
び全省庁統一資格の提出を以って代えることができる)
- ③ 履歴事項全部証明書(発行3ヶ月以内のもの)
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
- ⑤ その他、応募資格を有していることを証する書類(誓約書)【様式2】
- ⑥ 協定書案の修正案(原則原案使用、修正・追記等がある場合のみ)

(9)選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募の趣
旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パ
ートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合があり
ます。

(10)選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。

複数の応募があった場合、選定の結果、上位2者を協定予定者として選定し、第1順位者を
優先交渉権者、第2順位者を次点交渉権者とします。

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等 (サイン等を含む)	・学生及び教職員に受入れられるか。 ・施設のイメージを損なう恐れがないか。 など	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする。 ・本学が定める一定基準に満たない場合は、選定の対象外となる可能性がある。	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。		順位

資格要件及び選定基準

3. 協定の締結・更新

本学は、前述の第1順位者と交渉を行い、ネーミングライツに関する協定を締結します。不成立の場合、第2順位者と交渉を行います。

なお、協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、協定期間の更新を希望するときには、協定期間満了の3ヶ月前までにその旨を本学に通知することで、既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、初年度分については、協定締結月の翌々月の末日までに、また複数年契約の場合は、協定期間年度(4月1日～翌年3月31日)の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。ただし、年度途中に協定期間が満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額(千円未満四捨五入)とします。

5. リスクの責任分担

新たに設置した別称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除及び中断

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、3ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

公募後(協定締結後)に対象施設における工事の実施が見込まれる場合は、期間の短縮・中断・延長等に関して双方で協議できることとします。

7. 申込書の提出先

神戸大学財務部経理調達課

〒650-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

Tel 078-803-5158

Email fn-keiyaku1@office.kobe-u.ac.jp

担当:定成

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。